

# 江東区長期計画策定会議設置要綱

平成21年3月13日

20江政企第1211号

## (設置)

第1条 江東区長期計画(以下「長期計画」という。)の策定に資するため、江東区長期計画策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 策定会議は、江東未来会議及び江東区基本構想審議会における検討経過を踏まえた上で、専門的見地及び区民の視点から長期計画について自由に意見を表明する会議とする。

## (組織)

第3条 策定会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員11人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区民 6人以内
- (3) その他区長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から長期計画の策定が終了するまでとする。

## (会長)

第5条 策定会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第6条 策定会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

## (小委員会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、策定会議に諮り小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、策定会議から付託された事項について、調査研究する。

3 小委員会の委員は、策定会議の委員のうちから会長が指名する。

4 小委員会の委員長は、委員が互選する。

5 小委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。